答申番号：令和8年答申第2号
答 申 日：令和8年3月19日

答 申 書

第1　審査会の結論

審査請求人が令和7年4月21日付けで提起した、地方税に係る差押処分（以下「本件差押処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、却下されるべきである。

第2　審査関係人の主張及び審査庁の考え方

1　審査請求人の主張

(1)　審査請求の趣旨

「本件差押処分を取り消す。」との裁決を求める。

(2)　審査請求の理由

生活資金が無くなり、日々の生活、仕事に支障が出るため。

2　処分庁の主張

(1)　審査請求の趣旨に対する答弁

ア　主位的請求

「本件審査請求を却下する。」との裁決を求める。

イ　予備的請求

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2)　審査請求の理由に対する主張

ア　主位的請求について

(ｱ)　法令等の定め

審査請求は、審査請求人の権利利益の救済に資する限りにおいて認められるものであり、処分の法的効果が消滅する等、審査請求の利益が失われた場合には実体審理は不要となり、却下されることになる。

そして、差押処分は、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。

また、実体法上、その後においても債権差押処分がされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存せず、また、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことをも併せ考慮すれば、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないものと解すべきである（広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決）。

(ｲ) あてはめ

処分庁は、令和7年4月9日に本件差押処分を行い、本件差押処分により差し押さえた審査請求人の債権を、同年5月7日及び6月5日に順次、第三債務者から取り立てた。

したがって、本件差押処分は、その目的を達し、その効力は既に消滅していることになるから、本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の権利利益は存在しない。

イ　予備的請求について

(ｱ) 法令等の定め

a　市の徴税吏員（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員をいう。）は、市町村民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないこととされている（法第331条第1項第1号）。

b　市民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によることとされている（法第331条第6項）。

c　市は、個人の市民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をする場合には、当該個人の県民税に係る地方団体の徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をすることとされている（法第335条）。

d　国税徴収法においては、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行われ（第62条第1項）、その送達時に差押えの効力が生じるとされている（同条第3項）。

e　国税徴収法第75条から第78条までには、差押禁止財産が規定されている。

(ｲ) 本件差押処分に係るあてはめ

a　処分庁は、未納市県民税について、納期限が経過する都度、それぞれ審査請求人に督促を行い、b記載のとおり本件差押処分を行った令和7年4月9日は、督促状を発した日から起算して10日以上経過している。

b　処分庁は、令和7年4月9日、債権差押通知書を第三債務者に送達し、審査請求人の債権を差し押さえた。

c　本件差押処分の対象財産は、審査請求人が第三債務者に対して売掛金を請求する権利であり、国税徴収法第75条から第78条に規定する差押禁止財産には当たらない。

ウ　審査請求人の主張について

審査請求人は、本件差押処分の取消しを求める理由として「生活資金が無くなり、日々の生活、仕事に支障がある」旨を主張しているが、当該事由が認められる場合に法第331条第1項及び第335条の規定による差押えをしないものとする定めはなく、また、ア及びイの抗弁となる合理的な主張でもない。

3　審査庁の考え方

審理員意見書のとおり、本件審査請求は、審査請求の利益を欠いて不適法である。

第3　審理員意見書の要旨

1　意見

本件審査請求は、不適法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により却下されるべきである。

2　判断の理由

(1)　理由

ア　法令等の定め

(ｱ)　審査請求の利益について

審査請求は、行政庁の処分が違法又は不当であるために権利利益を侵害された国民の救済を図ることを主たる目的とするものである（行政不服審査法第1条第1項参照）。

また、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができると規定されており（行政不服審査法第2条）、この「不服がある者」とは当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう（最高裁判所昭和53年3月14日判決参照）。

したがって、審査請求は、審査請求人の権利利益の救済に資する限りにおいて認められるものであり、処分の法的効果が消滅する等、審査請求の利益が失われた場合には実体審理は不要となり、却下されることになる。

(ｲ)　本件差押処分について

a　市民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、法第331条第6項により、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている。

b　国税徴収法においては、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行われ（第62条第1項）、その送達時に差押えの効力が生じ（同条第3項）、これにより、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ（第67条第1項）、当該取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る税を徴収したものとみなされ（同条第3項）、また、取り立てた金銭については、差押えに係る国税その他の債権に配当されることになり（第128条、第129条第1項）、税務署長は、配当計算書を作成し、これ

に従って交付期日に金銭を交付し、滞納処分を完了する（第131条、第133条第1項）。

c　差押処分は、bを踏まえると、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。そして、実体法上、その後においても債権差押処分がされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存せず、また、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことをも併せ考慮すれば、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないものと解すべきである（広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決）。

イ　あてはめ

処分庁が本件差押処分を令和7年4月9日に行い（乙第3号証）、同年5月7日及び6月5日に第三債務者から本件債権を取り立てた（乙第4号証）。

したがって、本件差押処分は、その目的を達し、その法的効果は既に消滅していることになるから、本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の権利利益は存在しない。

(2)　結論

したがって、本件審査請求は、審査請求の利益を欠いて不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、1記載のとおり判断する。

第4　調査審議の経過

1　令和7年11月10日　諮問
2　令和7年12月15日　審議
3　令和8年1月26日　審議
4　令和8年3月19日　審議及び答申

第5　審査会の判断の理由

本審査会は、第3の2の審理員意見書の判断の理由に説示されたとおり、本件審査請求は不適法であり、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下されるべきであるから、第1の審査会の結論に記載のとおり判断する。

岐阜市行政不服審査会
会長　市橋　優一
委員　大畑　敦美
委員　各務　吉彦

土　田　　伸　也
三　谷　　晋